

国の緊急事態宣言延長を受けての区の考え方

令和3年2月2日に決定された国の緊急事態宣言期間の延長に基づき、区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において下記の対策期間について延長した。

<延長された緊急事態宣言の主な内容>

対象 10都府県

内容 住民 不要不急の外出自粛

飲食店への時短要請 午後8時までの営業

学校 【小中学校・高校等】一斉休校せず 【大学】対面授業とオンライン授業を適切に活用

保育所 原則として継続を求める

事業者 テレワーク、在宅勤務や時差出勤の徹底

期限 3月7日(日)まで

感染状況など改善の場合は、期限前でも解除の可能性あり

記

1 区の方針

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、区民の「命」を守る施策を強化する。
- ・区民生活や経済活動をしっかり支えるため、感染防止策を徹底し、業務を継続する。
- ・区民に必要な情報を適時適切に発信する。

2 主な施設等の対策

原則として、区の施設については、学校・保育園を含め、通常どおり開設する。ただし、国の方針により示された、不要不急の夜8時以降の外出抑制に協力する。原則として貸出施設等の開館は夜8時までとするほか、飲食、会食、カラオケ等飛沫感染の危険性が高い利用については自粛を要請する。

なお、公演等すでに決まっており、開館時間の変更が難しい施設については、国のガイドラインに基づき、感染防止策を再徹底し、柔軟に対応する。

3 区主催イベント・事業等の対応

宣言期間内の区主催・共催イベント・事業等については、一律中止をするものではないが、実施の時期・内容を含めて見直しを行う。また、実施する場合は、感染防止策を徹底する。

4 会議等の開催

宣言期間内に区を行う会議等については、原則として書面やオンライン開催等によることとする。

5 職員の執務体制

感染拡大により緊急対応業務が増加していることから、原則として通常どおりとするが、庁内の応援体制をより機動的に配置する。